

公文書に表現された小野さつき訓導殉職についての一考察

要旨

大正十一(一九二二)年七月七日、宮尋常高等小学校の小野さつき訓導は、担任の児童五十六名と共に校外授業の写生のため白石川を訪れた。授業後、川遊びを始め溺れた児童二名のうち二名を救助し、その後一名と共に溺死し殉職した。本稿では、この経緯について宮城県公文書館から取り寄せた公文書『大正十一年学事雑務』のそれに関する部分を翻刻し考察した。文書全体は七月八日から約一カ月の間の文書だが、その中から以下の三文書を中心に取り上げた。①は同校上席訓導佐藤保治、校長我妻貞亮が宮城県知事に提出した「進退伺」の別紙「調査書」、②は①を受け七月十五日付けで刈田郡長佐藤静治が同知事宛に報告する起案文書の「別紙」、③は小野訓導表彰申請の際の「調査」である。これらによって、雑誌等による資料では見えなかった到着時から既に「水泳をしたい」と希望するような児童の行動予測が不十分であったと考えられる記述があることと、また、村葬の可決や仙台四新聞社との協議により最初期から顕彰の広がりが見られることを確認した。

キーワード…宮城県公文書館、宮城県女子師範学校、宮城県刈田郡白石実科高等女学校、小野さつき訓導、殉職

Analysis of the Notion of Duty as a Primary School Teacher,
Satsuki Ono in an Official Document

Hisae Sato

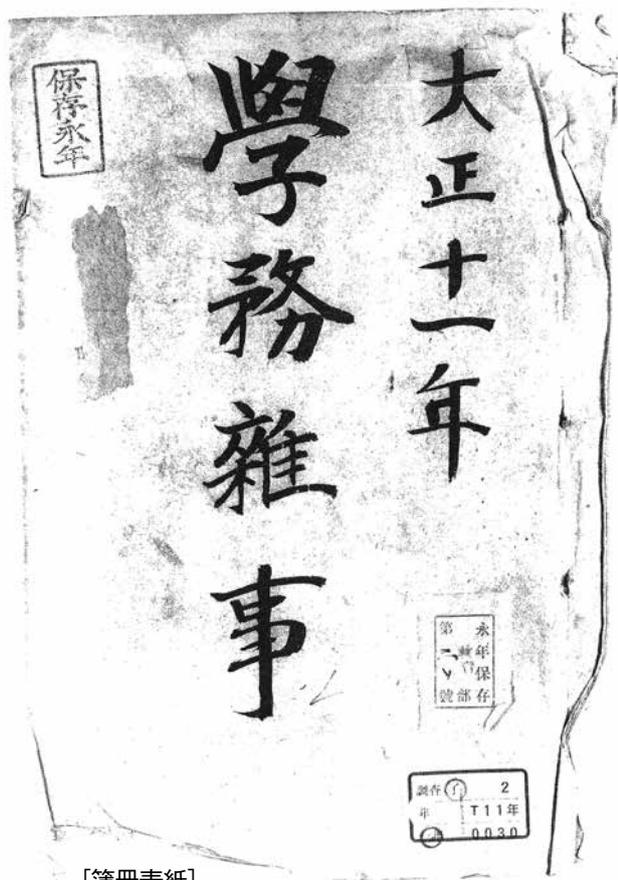
佐藤久恵¹⁾

1) 佐藤 久恵 東京未来大学こども心理学部非常勤講師 (Tokyo Future University) rsa53310@nifty.com

一、はじめに

本稿は、大正十一（一九二二）年七月七日の小野さつき訓導の殉職が公文書でどのように記述されているかを確認しようとするものである。小野訓導は、当時宮城県刈田郡宮尋常高等小学校に勤務していた。校外学習で担任児童に写生をさせていたところ、絵を描き上げた後に勝手に白石川で水遊びを始めた児童三名が溺れ、二名を救助したものの、もう一人の児童を救助しきれず共に亡くなった。殉職とはその出来事を指している。

筆者は、この殉職をめぐって四篇の研究ノートを発表してきた。以下のような内容である。①同校で作成された道徳副読本で取り上げられた教材の意味の検討、②作家・鷹野つぎによる殉難事件の考察文章に基づく大正期の一般人の意識の探究と当時の女学生を対象とした雑誌『少女の友』の小野訓



[簿冊表紙]

導追慕号で特集された掲載記事とについて²、③『婦人世界』の追悼特集の唱歌募集にみる当時のこの出来事への反響についての考察³、④同種の雑誌『令女界』で特集された追悼記のうち小野訓導を直接知る人々の寄稿の検討、及び他二誌の記載記事との比較検討⁴。それらに続く本稿は、宮城県立公文書館所蔵の簿冊『大正十一年学務雑事』に収録された小野訓導の殉難及び表彰に関する資料から、当時の新聞雑誌等に掲載された資料では不明瞭であった殉難事件の経緯、及び、行政側の動きを確認する。

同簿冊には以下のような内容が含まれている。上司の進退問題が生じたこと、文部省と知事部局とのやりとりがあること、小野訓導表彰の過程がそのやりとりの中にあること、官報印刷局の文書があり、『官報』にこの件が掲載された可能性があること、日本弘道会と教育奨励会からの表彰があり、それぞれ徳川達孝、澤柳政太郎のものと思われる書簡があること等である。本稿で紹介するのは、報告書一通と調査書一通である。その三文書を資料としてほぼ全文掲載した。

報告書は次のような文書の流れの過程で作成されたものである。

七月七日の事故を受けて、まず、七月八日付で訓導佐藤保治から宮城県知事力石雄一郎宛の「進退伺」が、続いて七月十一日付で校長我妻貞亮から宮城県知事力石雄一郎宛の「進退伺」が、郡役所に提出される。その七月八日付け文書の別紙としてペン書きされたものと思われる「調査書」が添付されている。それを受けて七月十五日付で刈田郡長佐藤静治は、県知事宛に、その事件の顛末を「別紙」を添付して報告するが、その「別紙」の起案文書も保存されている。

その後、七月二十一日付で刈田郡長は、県知事宛に、遭難事実を七月八日付で報告したが、懲戒処分を行わないように寛大な処置を望む旨の「意見書」を添付し、その意見書中で、その理由は「何ラノ過失アルヲ認め難シ」とし、懲戒は「苛酷ニ失スル」と認めるとしている。それに対して、八月十日発送で、

県の内務部長から刈田郡長宛に「統督ノ責」を負い、進退伺いが提出されているが、「今回二限り不問二付セラレ候」とし、「其旨御舎ノ上自今職員ノ統督並二児童ノ訓育上一層周密注意ヲ払ヒ再ヒ不慮ノ災禍ヲ惹起セサル様校長ニ対シ篤ト御示達相成度依命此段及通牒候也」とし、その示達の「要領詳細」を報告せよとしている。

本稿に資料として三文書を中心に取上げた理由は、第一に、事件の経緯が詳細に記録されていること、第二に、それらが公的な文書であるという点で価値があること、第三に、三文書の細部でいくつか差異が生じているが、差異が、そのまま残されることにも価値があると考えられること、である。

資料の翻刻にあたっては、できる限り資料の内容に忠実になるように留意し、改行は原文書の改行部分通りとしたが、漢字は原意を損なわない限り、常用漢字体のあるものは常用漢字体に改めた。また「ドモ」「トキ」の合字は二文字に開き、傍線を付した。起案文書であるため、修正が入っているが、第三文書のみ、削除部分に意味があると考えられるので、第三文書の調査に限り削除部分も翻刻し、他は修正後の文字のみを起こした。誤字にはママとルビを付した。「」内は翻刻者が補足した文字である。未判読文字は□とした。漢字の繰り返し文字は「々」で代用した。

起案文書には、文書番号を書く「收受発送」の欄、日付を書く「收受」「発送」「発議」「決判」の欄、検印を押す「浄書」「校合」の欄が設けられているが、それらについては原文の書式に従わず、文書の冒頭に列挙した。印については丸印と角印の形状を区別したが、印の中の文字は起こさず、ととした。

尚、調査等には太字は使われていないが、翻刻文書を読みやすくするため小見出しを太字とした。

資料は、七月八日から約一カ月間のものである。表一は、他の資料も含めた文書の一覧である。文書を時間順に並べるにあたっての文書の日付の扱い

は以下のようにした。①一文書中にある日付が一つの場合には、その日付を用いた。②複数日付がある場合で、例えば「收受」「発議」「発送」「決判」の中など記載されている日付のうちでは、いちばん早い日付を選択した。③「発議」と「発送」に日付がある場合には、「発議」を優先した。④書類に同じ番号がある場合には同一文書として扱った。

二、解説

簿冊『大正十一年学務雑事』の複写資料の中には、事件を記述した報告書と調査が計三通ある。それらを以下では、第一文書から第三文書までとして扱う。

第一文書は、七月八日付の最初の「調査書」で宮尋常高等小学校訓導佐藤保治によって作成されたものと考えられる。事件当日に勤務していた同訓導がこの事件による進退伺を提出するために添付した文書である。ペン書き(控え)と思われるものが保存されている。第二文書は、刈田郡長佐藤静治の名で県知事に「遭難」を報告したもので、文書の中では「別紙」として冒頭に「記」と書かれたものである。起案文書の状態で保存されている。第三文書は、同月十日「発議」及び「発送」とある宮城県知事力石雄一郎名による文部大臣宛の文書で、表彰のための「調査」である。第一文書、第二文書の「報告」とは性格が異なっている。この文書では、「調査」が起案文書の形で保存されており、また履歴書と現地の図面も添付されている。

(1) 第一文書 進退伺に添付の七月八日付報告

この文書は宮尋常高等小学校訓導佐藤保治の進退伺に添付された「調査書」である。第一文書は、小野訓導と同じ尋常高等小学校に勤務していた上席訓導の進退伺に添付されたのだが、事件が起こった当日には、同学校長が出張していたため、この日は実質校長の代理として勤務していたと考えられ

る。佐藤訓導は、この日の学校の統轄責任者で児童からの第一報が入った時にもいち早く現場に駆け付けた人物の一人だと思われる。第一発見者の具体名があがっているのは、この文書だけであり、他の二文書のように、校外学習先での様子や、水難事件の発端は描かれておらず、第一報が児童によってもたらされた時点以降が報告の中心となっている。「教授予定案ト、児童ヨリノ聴取ト、時刻（小野訓導所持ノ時計午後一時四十分ニテ止リ居レリ）並ニ現場状態ヨリ推定」とあり、文書が七月八日付であることから、関係者の詳細な聴き取りがなされる間もなく作成されたためではないかと考えられる。また、調査書の性質上、小野訓導の勤務状況、性格などは述べられていないものの、小野訓導について「例ニヨリ元氣ヨク出勤シ」という記述があり、配属後七十一日目の新任訓導の初々しさが表現されている。文書全体は事件当日と事件の概要が簡潔に記録されている。

(2) 第二文書 七月十五日付報告別紙

この文書は、刈田郡長佐藤静治から宮城県知事力石雄一郎宛の文書である。殉難事件を総括し報告した文書であると考えられる。例えば、校外学習先での様子は以下のように記述されている。

「児童等ハ到着ノ始メヨリ教師ニ水泳ノ許可ヲ求ムルコト頻リナリシモ教師は万一ヲ慮リ許サザリキ」

当日の出席児童五十六名のうち、七、八名が到着当初から水泳を希望していたことが書かれている。計画していた校外写生の授業で、新任教師が予測し得ないこと、禁止しても児童がその規則を超えてしまったことを、第一、第二文書が記している。第三文書に同様な記載がみられないのは、顕彰への配慮による可能性もあるのではないか。

(3) 第三文書 七月十日付小野訓導の文部大臣表彰申請のための調書

この文書は、故小野訓導を文部大臣表彰の対象とするために、その申請にあたって添付された調書である。七月十日の電報は、知事が日比内務部長宛に「オノクンドウジン^{ヤマ}シヨクテンマツモンブダイジンヘシキウホウコクセラレタシ（「小野訓導殉職顛末文部大臣へ至急報告せられたし）」とあり、十一日には、上京した利根川準七郎視学から「コオノクンドウハモンブダイジンヨリキン一〇エンヲオクリテハウセウセラル（「故小野訓導は文部大臣より金百円を贈りて表彰せらる）」との電文が記されている。第三文書は、この上京の時に報告された調書だと考えられる。

尚、調書の本文中には「履歴書」「白石川附近ノ凶面」も含まれているが本稿では省略した。

文末の表一「簿冊『大正十一年学務雑事』小野さつき訓導に関する資料一覧」については、宮城県公文書館提供の小野さつき関係資料を時間順に並べたものである。要件、記載事項等、宛先、備考の各内容は筆者が文書から適宜拾って作成した。事件とその後の進退問題、表彰がどのように推移したのかを示すものとして有用である。

三、考察

三文書は、殉難事件をできるだけ正確に表現したものであると思われるが、事件の記述の違いは三文書の性質の違いも表していると考ええる。

細部をあげると以下ようになる。①授業のための学校出発時刻が異なり、第二番目の文書で「午後零時半頃」となっている。授業開始の時間を考慮して修正したのではないか。②引率の児童が五十六名だったことは、第一文書では書かれておらず、また、学級の在籍数が六十六名であることも第二文書でのみ加えられている。③学校から白石河畔までの距離がまちまちである。④校外学習開始から児童の水難までの様子が明確ではない。⑤第一文書の段

階では、「教授予定案ト、児童ヨリノ聴取ト、時刻（小野訓導所持ノ時計午後一時四十分ニテ止リ居レリ）並ニ現場状態ヨリ推定スル」とある。⑥学校に児童からの第一報が入った時刻が午後一時十五分頃だと明記したのは第一文書だけである。⑦第一発見者の名前が明記されているのは第一文書だけである。⑧午後六時半に正式の検死がなされ死亡が決定しているのが第二文書で、第一文書では午後五時に検死をしたのち、兩名の死体を学校職員室に運んで安置したとあり、検死の時間もズレが生じている。

筆者はまず、第二文書が、実際に授業が展開されたときの児童の行動予測が不十分であったことを記述したことに注目しておくべきではないかと思う。また、そうであったとしても、第三文書に「小野訓導ノ奉職地宮村ニ於テハ遭難ノ報ヲ聞クヤ直ニ臨時村会ヲ開キ本人ヲ村葬ニ為スヘキコトヲ満場一致可決」とあり、さらに、「知事ノ名ヲ以テ本人ヲ表彰スルト共ニ仙台市四新聞社長ト協議ノ上広ク弔慰金募集ノ計画ヲ為セリ」と続くことによつて顕彰の広がりやの初動を見ることができると考察した。

謝辞 遠隔のため、訪問が困難であるとし、宮城県公文書館が特別の配慮で資料をご提供くださったことに感謝いたします。文書の内容解釈及び翻刻については、群馬大学名誉教授の所澤潤氏に助言を頂きました。また内容解釈については、明治学院大学非常勤講師の神部秀一氏からも助言を頂きました。記して深く感謝申し上げます。

四、資料

(1) 第一文書

ここでは、報告が添付されていたと思われる上席訓導佐藤保治の「進退伺」も併せて翻刻する

（右欄外上部に「刈田郡所 第61 11・7・13」の㊦あり）

（右欄外に㊦（佐藤））

宮小第五

大正十一年七月八日

刈田郡宮尋常高等小学校訓導佐藤保治 ㊦（佐藤）

宮城県知事力石雄一郎殿

進退伺

別記調査書通り當校訓導小野さつき及尋常科

第四学年児童成沢与右衛門ノ二名七月七日白石川

ニ於テ溺死致候処之レ畢竟小職職責ノ至ラ

ザリシ結果ニシテ誠ニ恐懼ニ堪ヘズ候仍テ此段進退

奉伺候也

記

七月七日早朝訓導小野さつき（本年女子師範学校卒業四月就任年廿二）例ニヨリ元氣ヨク出勤シ、第五時午後零時

四十五分、野外写生ノタメ尋常科第四学年受持児童ヲ引

卒、村内中河原圍学校ヨリ約七丁ヲ距ル白石河畔ニ至リタリ。

カクテ午後一時五十分頃児童学校ニ駆ケ来リ、児童及

小野訓導河中ニ沈ミタリト報セリ、直チニ職員一同現場ニ

急行シ、河中ニ飛ビ込ミ搜索救護ニ努メ、一方急ヲ役場、

医師、白石警察署、郡役所、同訓導ノ実家並ニ児童自宅

ニ告ゲ、警鐘ヲ乱打シテ消防ヲ召集シタリ、聽テ小野訓導

ヲ深サ五尺五寸位ノ水底ヨリ発見シ直ニ水ヲ吐カセ人工呼吸ヲ

施シタリ、（発見者ハ白川村内親字悪土高橋卯三郎氏ナリ）

此ノ時医師山家禎寿氏^マ駆ケ付キ蘇生ニ努ム、然レドモ^モ厄

童成沢与右衛門（年十三）ノ所在不明ニ付、尚極力搜索ニ努メタリ、此時救護搜索ニ集リシモノ宮消防組員、青年団員、村長、役場員、地方人等約五六十人何レモ必死トナリ搜索シタル結果、小野訓導発見後約四十分ニシテ同訓導ヲ発見セシ場所ヨリ約二十間ノ上流ニテ与右衛門ヲ発見シタリ、此時村医遠藤八朗氏駈ケ付ケ応急ノ手當ヲナセリ。

続テ大内郡視学、日下郡書記、富田白石警察署長、千葉部長、遭難者ノ父兄等駈ケ付ケ、続テ白石町広瀬医師、阪東刈田病院長駈ケ付ケタリ。

カクテ四名ノ医師ニヨリ極力蘇生ニ努メタルモ、遂ニ其ノ効ナク兩名共ニ死亡ト確定午後五時死体ノ檢視ヲナシ、夕刻兩名ノ死体ヲ学校職員室ニ運ビ、平臥ノ状態ニ安置シ、僧侶ノ読経並ニ参列者一同ノ焼香ヲナシタリ。

午後七時小野訓導ヲ郷里郡内福岡村長袋ノ自宅ニ、児童ハ村内下別当ノ自宅ニ連レ行キタリ。

此ノ重大事件ノ突発ヲ教授予定案ト、児童ヨリノ聴取ト、時刻（小野訓導所持ノ時計午後一時四十分ニテ止リ居レリ）並ニ現場状態ヨリ推定スルニ、白石河畔ニ至リタルトキ児童一同ニ対シ凶画題材ノ選択ニツキ刈田岳、井戸井山、並ニ根上山方面ヲ鑑賞シ、描画ニ関スル指導ヲ与ヘタルガ、当日ハ炎熱ノコトトテ教授ノ場所ニ到着セシ折児童等ハ頻リニ教師ニ水泳ノ許可ヲ請ヒシモ許サレケルニ、教授終レルヲ以テ七八名ノ児童ハワヅカニ膝下ニ達スル程ノ河中ニテ遊ビ居リシガ、（該所ハ幅二十間、深キ場所ハ

対岸方二間位ノミニシテ此方十八間位ハ河底高ク水ノ深サ一尺五寸ヲ出デズ）内三名ハ川ノ深サモ知ラズ対岸ニ行カントシテ深所ニ陥リタリ、小野訓導之ヲ発見シ児童ヲ愛スル念ト責任

感トニ自己ノ身命ヲ忘レ、着衣ノマ、川中ニ入り三名將ニ溺レントスル処ヲ其ノ中二名ヲ辛ウジテ救ヒ上ゲ、残一名即成沢与右衛門ハ此時遂ニ深所ニ陥リ溺レタリ、小野訓導乃チ身ヲ躍ラシ与右衛門ヲ抱キシモ、同所ハ八尺ノ深サニシテ流レ緩、加フルニ着衣

身体ニ絡ミツキ尚且苦シサノ餘リ、縋リ付ク与右衛門ノ為ニ訓導ハ動作意ノ如クナラズ、哀レ力尽キテ与右衛門ト共ニ河底ニ沈ミ遂ニ兩名ハ此ノ度ノ悲惨ノ最期ヲ遂ゲシモノナリト認ム。

補足文書

我妻校長（の進退伺い）（省略）と佐藤保治上席訓導の進退伺いについて、県から刈田郡長宛に「不問」にするようにと通牒する文書を翻刻する

收受發送第一七〇二号

收受 大正十一年八月一日

發送 大正十一年八月十日

發議 大正十一年八月七日

判決 大正 年 月 費

内務部長^印 教育課長^印 課僚^印^印^印

知事^印 主任 伊藤 属^印

案

親展 刈田郡長宛 内務部長

刈田郡長宛

貴郡宮尋常高等小学校校長我妻貞亮

及全校訓導佐藤保治ヨリ訓導小野さつき

児童成沢与右衛門ノ溺死ニ関シ統督ノ責ヲ

負ヒ進退伺出ノ処右ハ今回ニ限り特ニ不問ニ付セ

ラレ候間其旨御舍ノ上自今職員ノ統督並ニ児童

ノ訓育上一層周密ノ注意ヲ払ヒ再ヒ不慮ノ災過

ヲ惹起セサル様同校長ニ対シ篤ト御示達相成度

依命此段及通牒候也

追テ右示達ノ要領詳細御報告相成度

申添候也

(2)第二文書

刈 学第六三六号 内秘□第一七五〇 大正十一年八月五日受

大正十一年七月十五日

刈田郡長 佐藤静治印

宮城県知事力石雄一郎殿

本日七日本郡宮尋常高等小学校訓

導小野さつき及全校児童一名遭難

ノ件ニ就キ別紙ノ通此段及報告候也

〔別紙〕

記

一、遭難

七月七日宮尋常高等小学校訓導

小野さつきハ其担任学級尋常四学

年児童男女五十六名（在籍六十六名）

ヲ引率午後零時半頃野外写生教

授ノタメ学校ヲ距ル約七八丁ナル字

中河原ニ至レリ当日ハ炎暑無風ノ天

候ナリシカバ児童等ハ到着ノ始メヨリ

教師ニ水泳ノ許可ヲ求ムルコト頻リナリシ

モ教師は万一ヲ慮リ許サヅリキ然ルニ教

授ノ終レル頃ト覺ユ七八名ノ男児童ハ

教授ノ場所ヨリ約二丁程ヲ隔ツル白石川

ニ裸体トナリテ入り戯レ居レリ白石川ハ

阿武隈川ノ支流ニシテ水量常ニ多カラ

ズ殊ニ当日迄十数日降雨ナカリシカバ

児童ノ戯レ居リシ箇所ハ東方土主圃

水深僅カ尅尺五六寸ノ西側ナリサレド

東方二三間程ノ箇所ハ俄ニ深サヲ加ヘ

八尺位ノ深サニシテ随ツテ流レ不規則ニ

且急ナリ児童ハ其地勢ヲ知ラズ内

三名ハ最早ヤ深処ニ入ラントス小野訓導

初メテ之ヲ知ルヤ直ニ河中ニ飛び入り先ヅ

二名ヲ安全区域に引戻シタルニ残ル一名

成沢与右衛門ハ已ニ難所ニ陥リ又訓

導乃チ児童ヲ思フノ一念ニ身ヲ忘レ

着衣ノ儘救助ニ赴カントス並ミ居ル爾

餘ノ児等師ノ身ヲ憂ヒ服ニ縋リテ之

ヲ止ムルヲモ肯カズ衣ヲ脱グノ暇モナク驚

地ニ学校ニ知ラセヨノ一語ヲ後ニ与右衛門

目ガケテ走りツケタリアワヤト思フ間モナク与

右衛門ノ身ハ水ニ浸シ訓導ノ体亦斬（ママ）シノ

後頭髮ノミ見エツ隠レツスルノミ陸上ナル
 児童此ノ状ヲ見恐怖ト狼狽ノ果テ思ハ
 ズ号泣ツ、学校ニ疾駆シ難ヲ報ゼリ

是ニ於テ職員一同現場ニ急行シテ搜索
 ニ努メ一方警鐘乱打ニヨリテ集マレル村
 民及ビ難ヲ知りテ駈ケツケタル村民ト力ヲ
 合セ訓導ハ入水後約三十分ニシテ体ヲ河
 底ヨリ引キ上ゲラレ后三十分許ニシテ与右衛門
 ノ体モ発見引キ上ゲタリ

二、処置

是ヨリ先電話急報ニ接セシ本職ハ直
 ニ大内郡視学日下郡事務員ヲ自動車
 ニテ急行セシメ救急其他ノ事ニ従ハシメタリ
 ニ屍ヲ引上ゲタル際ハ宮村開業医山家
 貞寿外一名已ニ現場ニ着シ居リ極力人工
 呼吸等ニテ蘇生ニツトメシモ遂ニ其甲斐ナカ
 リキ因リテ午后六時半臼石警察署員其
 他立会ノ上正式ノ検死ヲ受ケシメ死亡ニ決定
 セリ

三、小野訓導勤務状況

故小野訓導ハ本年三月本県女子師範学
 校卒業致本校ニ就職赴任後ノ勤務
 振ヲ視ルニ精励恪勤殆ト欠点ト認ムベキ
 ナシ特ニ受持級ノ教授訓練ニハ熱心ニシテ
 計画的ナル女教員中稀ニ見ルモノナリキ
 又平素克ク本務ニ関係スル読書其他ノ

修養ニ耽リ向上心燃ユルカ如キ事実多カリ
 キ

四、家庭及性格

訓導ハ隣村福岡村長袋ニ生レ家ハ
 相応ノ資産ヲ有シ農ヲ業トス父ハ政治
 トイヒ故訓導ハ其末子ニ当ル父ハ相当ノ
 常識ヲ備ヘ区长ノ公職ニアリ子弟ノ教
 育ニハ拳ツテ熱心ニシテ訓導ノ兄二人ハ何
 レモ白石中学ノ業ヲ卒ヘ他家ニ養子タ
 リ訓導ハ性淡泊寡言ナレトモ快活善ク
 人ト交リ而モ多人ニ親愛セラル サレバ就
 職后ノ宮小学校校風ガ女子ノ為ニ改善
 サレタル觀アリタリ

五、遭難ト周囲

小野訓導ノ報村内ニ伝ハルヤ一人トシテ良
 教員ノ死ヲ悼マザルナク哀惜ノ情恂ニ賞
 スベキモノアリ
 小野教員ノ父母始メ家族並ニ与右衛門ノ
 父母等ハ互ニ我子ノ死ヲ悲マズシテ他ノ遭
 難ヲ痛ムノ情実ニ美ハシキモノアリ

六、学校ニ就テ

宮小学校長我妻貞亮ハ目下関西学事
 視察旅行中ニシテ十二日帰校ノ予定ナ
 ルガ遭難当日小野教員ノ認メシ教案ニハ
 上席訓導佐藤保治之ヲ認メ居レリ

(3)第三文書

収受發送第一四九五号

収受 大正 年 月 日

發送 大正十一年七月十日

發議 大正十一年七月十日

判決 大正 年 月 日

内務部長[㊟] 教育課長[㊟] 課僚[㊟][㊟][㊟]

知事[㊟] 主任視学利根川準七郎

案

知事

文部大臣

小学校教員表彰ノ件内申

本県刈田郡宮尋常高等小学校訓導 小

野さつきハ本月七日其ノ担任学級児童ノ

危難ヲ救ハム為挺身河中ニ入り遂ニ溺死ヲ

遂候処右ハ誠ニ奇特ノ行為ト被認候ニ付

特別ノ御詮議ヲ以テ御表彰相成度別

紙調書並ニ本人ノ履歷書相添此段及

内申候也

〔別紙〕

調書

一、小野訓導遭難ノ状況

大正十一年七月七日午後零時四十五分本人

公文書に表現された小野さつき訓導殉職についての一考察

ハ自己ノ受持学級尋常四年男女合計五十六名ヲ引率シテ学校ヨリ約八丁ヲ隔テル白石川附近(別紙図面参照)ニ到リ校外教授ヲ為セリ

此ノ授業ハ午後一時三十分頃終了セルヲ

以テ同訓導ハ一同ニ休憩ヲ命シ数多ノ

児童ニ囲マレ種々雑談ヲ為シ居レリ

折柄河中ニ於テ悲鳴ヲ挙クル者アリシヲ

以テ驚キテ之ヲ見レバ数名ノ児童將ニ

水ニ溺レントシツ、アリ小野訓導ハ直ニ

駆ケツケ先ツ漸次下流ノ深所ニ流サレ

ツ、アリシ大場徳治、志村正雄ノ二児

ヲ浅瀬ニ引上ケタルモ尚一名ノ児童成

沢与右衛門ハ深所ニ陥リ水ニ流サレツ、

アルヲ発見シ直ニ飛込ミ之ヲ救ヒ上ケ

ントセリ同訓導ハ多少水泳ノ嗜アリシモ此

ノ際児童ノ沈メル場所ハ約八尺ノ深所

ナルヲ以テ着衣ノ儘ニテハ全ク身体ノ

自由ヲ得ス遂ニ水中ニ其ノ姿ヲ没ス

ルニ至レリ尚種々ノ状況ヨリ想像スルニ

同訓導カ水中ニ沈ミシ児童ヲ引キ寄

セントセル際溺レツ、アル児童ハ直ニ之ニ

縋リ附キタルヲ以テ一層進退ノ不自由

ヲ来セルモノ、如シ

始メ同訓導カ最後ノ一児ヲ救ハン為水

中ニ入ラントスルヤ多クノ児童ハ教師ノ身

二万一アランコトヲ憂ヒ頻リニ之ヲ抑止セシガ同訓導ハ責任ヲ重ンスルノ餘リニ之ヲ耳ヲ藉サス早ク学校ニ報告スヘキコトヲ児童ニ命シ置キ挺身水中ニ赴ケリ
 児童ハ師ノ身ノ上ヲ案シツ、之ヲ視護リシガ一旦沈ミシ教師カ再ヒ浮ヒ上リ間モナク水中ニ没シ去ルヲ見ルヤ驚キ走りテ学校ニ急ヲ告ケタリ
 折柄校庭ニ体操教授ヲ為シツ、アリシ日下訓導ハ驚キ現場ニ馳セ行キ附近ノ漁夫一名及ヒ少シク後レテ来タリシ同校佐藤訓導ト三人協力シテ死体ヲ搜索シ約三十五分ノ後小野訓導ノ飛ヒ入りシ場所ヨリ約五十間下流ノ水底ヨリ同訓導ノ死体ヲ発見セリ
 尚右三名ハ更ニ多数ノ応援ニ依リ五十分ヲ経テ児童ノ沈ミシ場所ヨリ約十間ノ下流ニ於テ同児童ノ死体ヲ発見セリ

二、発見後ノ処置

小野訓導ノ死体ヲ発見スルヤ急報ニヨリ馳セツケタル四名ノ医師ハ極力人工呼吸ヲ施シタルモ遂ニ蘇生スルニ至ラズ児童ニ対シテモ亦同様手ヲ尽シタルモ最早如何トモ致シ難カリキ

三、遭難者父兄及一般人ノ感想

一般父兄ハ自己子弟等ノ為メニカ、ル教師ヲ失ヒタルコトヲ痛ク慨キ謝罪セルモ本人ノ父ハ却ツテ吾カ子ノ死処ヲ得タルコトヲ喜ヒ更ラニ悔ユル所ナキモノノ如ク一方溺死セル児童ノ父成沢藤治ハ現場ニ馳セ着クヤ否ヤ先ツ小野訓導ノ死体ニ縋リテ働哭シ吾兒ノ為ニカ、ル惨事ヲ生セルコトヲ深く謝シタルガ如キハ一ノ美談トシテ伝ヘラレツ、アリ

尚ホ此ノ報県下ニ伝ハルヤ本人ヲ知ルト知ラサルトニ論ナク一般ニ犠牲的精神ニ感奮シ弔慰金等ヲ贈ルモノ弔電弔詞等ヲ以テ其ノ誠意ヲ致スモノ少カラス

四、村、郡及県ノ採リタル処置

小野訓導ノ奉職地宮村ニ於テハ遭難ノ報ヲ聞クヤ直ニ臨時村会ヲ開キ本人ヲ村葬ニ為スヘキコトヲ満場一致可決直ニ之カ準備ニ着手セリ
 尚本人ハ隣村福岡村ノ出身ナルヲ以テ宮村ニ於テハ遺骨ノ一部ヲ享ケ同村三谷寺ニ葬リ永ク其ノ靈ヲ祀ルコトニ決セリ

郡ニ於テハ悲報ニ接スルト同時ニ直ニ郡視学及学事係書記一名を現場ニ派シ救護ニ当ラシム

県ニ於テモ此ノ報ニ接スルヤ直ニ事実ヲ調査シ別紙表彰状ニ金百円ヲ

添ヘ知事ノ名ヲ以テ本人ヲ表彰スルト

共ニ仙台市四新聞社長ト協議ノ上

広ク弔慰金募集ノ計劃ヲ為セリ

県教育会、刈田郡教育会女子師範

学校同窓会及白石高等女学校同

窓会モ此ノ挙ニ参加シ本人ノ霊ヲ慰

ムルコトニ於テ遺憾ナカラムコトヲ期セリ

性行

快活正直淡泊ニシテ言行ニ表裏ナク且

極メテ不言実行ノ質ナリ而シテ長上

及教師ニ対シテハ従順友人ニ対シテハ情

誼厚ク犠牲任侠ノ精神非常ニ強カリ

シヲ以テ生徒時代ト教師時代トヲ問ハス信

頼ト尊敬トヲ受ケ又寛宏ノ徳ハヨリ

人ヲ容レ人ヲ統轄スル才幹ヲ有セリ

更ニ事ヲ為ス綿密周到加フルニ責任

ノ觀念強ク常ニ安シテ事ヲ托セラレ

又居常質素ヲ旨トシ所謂女子ニ通

弊ノ虚栄心嫉妬心ノ如キハ寸毫モ認

ムル能ハザリキ

勤務状況

本年四月赴任以來精励恪勤一回ノ遅

刻早退欠勤モナク特ニ従来活動

的気分ノ少カリシ学校ガ小野訓導

ノ快活ニシテ円満ナル性格ト献身的

ナル態度ノ為メ校風一変セルガ如キ

觀アラシメタリ在職短日月而若

年ノ女子ニシテ斯ノ如キ感化ヲ与ヘ

シモノ今日稀ニ見ルモノト謂フベシ

(以下、履歷書・現場地図は略)

1 佐藤久恵「道德教材としての殉職についての一考察―小野さつき訓導遺徳顕

彰館にふれながら―」『東京未来大学研究紀要』第一〇号二二―二二〇頁

2 佐藤久恵「小野さつき訓導の人命救助と殉職の捉えについての考察―鷹野つ

ぎの随筆と『少女の友』小野訓導追慕号にふれながら―」『東京未来大学研究紀要』第一二号一四九―一五四頁

3 佐藤久恵「雑誌『婦人世界』にみられる小野さつき訓導殉職の反響とその意味」『東京未来大学研究紀要』第一三号一五七―一六四頁

4 佐藤久恵「雑誌『令女界』における小野さつき訓導殉職についての考察」『東京未来大学研究紀要』第一四号一九七―二〇二頁

(xvii) ひびき

【受理日 2020年12月2日】

